

保護者様

社団法人大阪府剣道連盟
会長 鏡山 博行

個人会員（会費）制移行に伴う大剣連からのお願い

拝啓 春寒の候、皆様には、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は剣道の普及振興にご尽力いただき、また、当連盟の発展に格別のご高配を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、当連盟は、皆様方のお力添えにより、平成23年4月から、個人会員（会費）制に移行いたします。

つきましては、保護者の皆様にも、ご理解をいただき、各団体代表者・剣道部顧問・連絡担当者および会員名簿記載責任者を通じ、未成年剣士の個人情報の提供と個人会費の納入につきまして、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

（1）会費規則に基づき、平成23年度の会費区分は以下のとおりです。

- ・ 高校生相当年齢（平成5年4月2日～平成8年4月1日の間に誕生日が該当する方）
：1,000円
- ・ 大学生相当年齢（平成元年4月2日～平成5年4月1日の間に誕生日が該当する方）
：1,500円
- ・ 一般（平成元年4月1日以前に誕生日が該当する方）
：2,000円

個人会費を納入していただく対象は、剣道初心者の方から指導者の方まで、全員が対象です。

中学生以下の会員（平成8年4月2日以後に誕生日が該当する方）からは個人会費を徴収いたしません。ただし、個人情報は登録いたしますので、ご協力をお願いいたします。

（2）個人会員情報の取扱について

ご提供いただいた個人情報は、事業活動、会費納入などの事務処理の効率化・高速化等に付随する業務の目的の範囲内で利用いたします。

※ 道場などの地域団体に所属しており、なおかつ中学校・高校・大学の剣道部にも所属している会員については、会費納入などの手続きの窓口とする登録団体を1つだけ選択し、当該登録団体を介して、個人会費を納入したり、各種申込を行っていただく必要があります。

以上